

佐野商工会議所会員事業所の皆様へ

令和3年8月27日

関 係 各 位

佐野市 産業立市推進課

栃木県飲食店感染防止対策見回り事業について（周知）

晩夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市の行政運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年8月20日から9月12日まで栃木県が「緊急事態措置区域」となったことから、栃木県において別紙のとおり飲食店等の感染防止対策の実施状況を実地確認する見回りを行うこととなりました。

関係団体等への事業周知の依頼がありましたので、内容を確認いただくとともに事業へのご理解・ご協力をお願いいたします。

佐野市 産業立市推進課

TEL：0283-20-3040

栃木県飲食店感染防止対策見回り事業概要のご案内

1 実施者

栃木県（8月16日から、業者委託（東武トップツアーズ株式会社）により実施。）

2 対象施設

飲食店営業許可を取得している店舗（次に掲げる店舗等を除く。）

- ・テイクアウト・デリバリー専門店
- ・キッチンカー
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場所
- ・特定の法人等の社員等のみに飲食を提供する場合（社員食堂、学校給食、学食）
- ・葬祭で利用する方のみに提供するセレモニーホール
- ・イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア

3 見回り時の確認事項

- ① アクリル板等（パーティション）の設置 又は 座席の間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ マスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ カラオケ設備を有している店舗における利用自粛の状況（飲食を主として業としている店舗に限り、カラオケボックスを除く。）

4 実施内容

- （1）電話により、又は店舗の入口において、予め事業者の了解を得た上で、店舗内の感染防止対策実施状況を確認する。※
- （2）感染防止対策に関するリーフレット、営業時間短縮協力金リーフレット等を配布する。
※ 訪問日時の調整など店舗への御連絡は、訪問する調査員の携帯電話から御連絡いたします。
※ 調査員は、「調査員証」（6のホームページに見本を掲載）を携行し、提示いたします。
※ この調査に協力いただかなかったことのみを理由として、罰則その他不利益処分が課されることはありません。

5 お問い合わせ先

栃木県飲食店感染防止対策見回り事業事務局

電話 028-612-8353

(11時00分～20時00分 土・日・祝日を含む。)

6 事業に関する県ホームページ

https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/insyokuten_kansenbos.html

※ なお、本事業は、感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証するものではありません。「とちまる安心認証店」として認証を受けるためには、別途申請いただいた上で、改めて現地確認を受ける必要があります。